

名古屋ウエスタンズ 規約

平成20年12月14日
(最終改正平成24年1月29日)

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、名古屋ウエスタンズ（以下「チーム」という。）と称する。

(所在地)

第2条 チームの所在を代表宅に置く。

第2章 目的

(目的)

第3条 チームは、保護者と役員との団結によって、チームで野球を行おうとする少年たちに野球の基本的なあり方を指導し、第4条によるチームのモットーを尊重し、心身の成長と野球技術の習得を目指し、チームメイトとの心の輪を広げ、規律を遵守できる健全で明朗な少年を育成することを目的とする。

(モットー)

第4条 チームは以下のモットーを遵守する。

- (1) 一生懸命やる。
- (2) 礼儀正しくやる。
- (3) 基本どおりやる。
- (4) 約束を守る。
- (5) 思いやりを持ってやる。

第3章 本規約の基本的な考え

(基本的な考え)

第5条 本規約の基本的な内容は以下のとおりである。

- (1) 日常活動の運営（お茶の用意、練習試合の段取り、試合等における移動の段取り、専用グラウンド整備、娯楽等）は、事務局及び保護者にて行う。
- (2) 役員会（代表、総監督、監督、事務局長、副事務局長、会計、監査により構成）は、事務局及び保護者と連携して前項の活動を助けるとともに、基本的なチーム方針の決定を行う。
- (3) 練習方針、選手起用及び試合運び等は、全て総監督、監督に一任する。

- (4) 総会には、代表、総監督、監督、事務局長、副事務局長、会計及び監査の選任及び解任権がある。
- (5) 監督には、監督を除く指導者（ヘッドコーチ、コーチ、マネージャー）の任命、解任権がある。
- (6) 事務局にて、その他必要な係（整備、配車等）を選出できる。
- (7) 事故（練習中、移動中を問わず）には、規約で取り決めたスポーツ団体傷害保険の範囲内で対応する。

第4章 活動

（活動）

第6条 本チームは、第3条の目的の達成を目指して以下の活動を行う。

- (1) 休日を中心とした集団による反復練習
- (2) 日常的な自己トレーニング
- (3) 各種連盟等が主催する大会への参加
- (4) 練習試合の実施
- (5) その他本チームの目的に必要なと思われる活動

第5章 会員

（会員）

第7条 会員は、チームに入会した選手、選手の保護者、役員及び指導者で構成する。

（会員の意見）

第8条 会員は、チームに対し意見・アドバイス等がある場合は、事務局に申し出ること。

（会員の心得）

第9条 会員は、選手がチーム活動を優先できるように努めること。

第6章 会員の権利及び義務

（会員の権利）

第10条 会員は平等に次の権利を有する。

チームの全ての活動に参加し、またチームの利益を受けること。

（会員の義務）

第11条 会員は平等に次の義務を有する。

- (1) チームの規約を遵守し、チームの健全な発展に努めること。
- (2) 会費等、定められた搬出金を決められた日時迄に納入すること。

(3) チームの決定及び統制に従うこと。

(入会)

第12条 入会しようとする者は、本規約を遵守する旨を明記した入会申込書及び誓約書を記入して本チームの事務局へ提出し、役員会で承認を得、入会金を収めた後、認められる。

(入会金及び会費)

第13条 選手の保護者は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費等を納入しなければならない。

(除名)

第14条 会員が次の各号に該当するときは、総会の議決を経て、代表が除名することができる。

- (1) 本チームの名誉を傷つけ又は、本チームの目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本チームの会員としての義務に違反したとき。
- (3) 会費の納入を怠ったとき。
- (4) その他会員として適当でないと認められたとき。

第7章 組織

(組織)

第15条 チームに役員を置く。
組織図は、別図-1のとおりとする。

(チーム編成)

第16条 本チームはAチーム、Bチーム、Cチームの3チームの編成とする。

- (1) Aチームは小学6年生以下で編成する。
- (2) Bチームは小学5年生以下で編成する。
- (3) Cチームは小学4年生以下で編成する。なお、Cチームの編成で3年生以下の選手が多数在籍する場合は、C2チームとして新たにチーム編成することができる。
- (4) 女子については、1学年下のチームに編成することができる。

(役員の仕事)

第17条 役員は、役員会の決議事項並びに役員に属するチーム業務を遂行する。役員の仕事については別に定める。

(機関)

第18条 チームに次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会の性格及び構成)

第 19 条 総会はチームの最高機関であって、役員及び保護者で構成する。

(総会の招集)

第 20 条 定例総会は、毎年 1 回、原則として 2 月に代表が招集する。臨時総会は、役員会が必要と認めたときに代表が招集する。

(総会の成立と議決)

第 21 条 総会は役員、保護者の 2 分の 1 以上の出席がなければ議事を開くことができない。なお、保護者は選手 1 名に対し、1 名の出席とし、複数の選手が在籍している場合も同様とする。

(総会議案の明示)

第 22 条 総会を招集するときは、あらかじめ議案、日時、場所その他必要な事項を明示しなければならない。但し、議案については、緊急の時や、やむをえない場合はこの限りではない。

(総会付議事項)

第 23 条 次の事項は、総会に付議しなければならない。

- (1) 規約の改正
- (2) 役員会で選出された役員の承認・決定
- (3) 年間決算
- (4) その他、役員会が必要と認めた事項

(役員会の性格及び構成)

第 24 条 役員会は総会に次ぐ議決機関であって、総会の決議に従い具体的活動方針を定め、総会に対して責任を負い、代表、総監督、監督、事務局長、副事務局長、会計、監査で構成する。

(役員会の招集)

第 25 条 定期役員会は、毎年 1 回原則として開催し代表が招集する。臨時役員会は役員が必要と認めたとき、同じく代表が招集する。

(役員会の成立と議決)

第 26 条 役員会は役員 2 分の 1 以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

(役員会議案の明示)

第 27 条 役員会を招集するときはあらかじめ議案、日時、場所その他必要な事項を明示しなければならない。但し、議案について緊急の時や、やむをえない場合はこの限りではない。

(役員付議事項)

第 28 条 次の事項は、役員会に付議しなければならない。

- (1) 規約の改正案
- (2) 役員を選出
- (3) その他、役員が必要と認めた事項

第 8 章 役員

(役員)

第 29 条 チームに役員を置く。

- (1) 代表 1 名
- (2) 総監督 1 名
- (3) 監督 3 名 (A チーム 1 名、B チーム 1 名、C チーム 1 名)
- (4) 事務局長 1 名
- (5) 副事務局長 1 名
- (6) 会計 1 名
- (7) 監査 1 名

(役員を選出)

第 30 条 役員を選出は、役員会において選出し、総会にて決定する。

決定方法は、総会に出席した保護者の 2 分の 1 以上の賛成により決定し、役員会で選出された役員は採決時には退席し、議事進行は事務局長が執り行う。

(役員任期)

第 31 条 役員任期は、総会后、新チーム結成から、原則としてその翌年 A チームが卒団するまでとする。但し、再選は妨げない。

(役員業務)

第 32 条 役員業務は別紙「名古屋ウエスタズ役員業務分担表」に従う。

第 9 章 指導

(指導方針)

第 33 条 練習方法、選手起用等の指導方針は以下の内容に従う。

- (1) グラウンド（練習、試合を問わず）には、選手、役員、ヘッドコーチ、コーチ、保護者以外は入れない。但し、総監督あるいは監督の了解又は要請があった場合は、この限りではない。
- (2) 当然、練習方法、選手起用及び試合運びなどの指導方法は、総監督及び監督に、その一切の権限を一任する。

第 10 章 事務局

（事務局の性格及び運営）

第 34 条 事務局は、役員の内、事務局長、副事務局長及び選手の保護者で運営する。その運営は、事務局長に一任する。事務局において日常活動の運営（お茶の用意、練習試合の段取り、試合等における移動の段取り、専用グラウン整備、娯楽等）を行う。

また、事務局長は必要に応じ相談役を選任し、チーム運営の助言を求めることができる。

（保護者代表及び副代表の選任）

第 35 条 事務局長は、必要に応じ、保護者代表及び副代表を選任し、事務局の運営に当たる。また、保護者代表及び副代表の任命、解任権は役員会にある。

第 11 章 安全管理と事故対応

（安全管理）

第 36 条 安全に関する事項は、別途定める「名古屋ウエスタンズ安全管理及び事故対応マニュアル」により管理する。

（事故対応）

第 37 条 事故に関する事項は、以下の内容のほか、別途定める「名古屋ウエスタンズ安全管理及び事故対応マニュアル」により対応する。

- (1) 選手は、本チームが指定するスポーツ団体傷害保険に必ず加入し、練習中及び試合中などの事故には、その保険の範囲内にて対応する。ただし、本チームが指定するスポーツ団体傷害保険による補償には限度があるため、必要に応じて保護者各自が任意に傷害保険等に参加し、自己防衛に努める。
- (2) 選手を除く会員は、本チームが指定するスポーツ団体傷害保険に極力加入し、練習中及び試合中などの事故には、その保険の範囲内にて対応する。ただし、本チームが指定するスポーツ団体傷害保険による補償には限度があるため、必要に応じて会員各自が任意に傷害保険等に参加し、自己防衛に努める。
- (3) 試合などへの移動は、原則、個々の選手の保護者が行うが、事務局及び保護者で移動方法を決めることができるものとし、この際、移動中の事故に関しては、その車両の保険の範囲内で対応する。すなわち、搭乗者保険に参加していない自動車も考えられるので、会員は、各自にて生命保険等に参加し、自己防衛に努める。

- (4) チームは、第1項から第3項に規定する範囲を超える一切の責任を負わない。
- (5) チームの活動上において、会員に障害などを与えた当事者には、過失がない場合に限って、一切の責任を問えない。
- (6) 移動中の交通事故に関しての対人対物及び車両に対する責任は、交通法規により事故当事者にて負担する（自己搭乗者の被害を除く。）。
- (7) チームは、練習場及び集合場所への往復途上における事故の責を一切負わない。

第12章 個人情報管理

(個人情報の取り扱い)

第38条 会員は、本チームが取得した氏名、年齢、住所、電話番号及び写真等の個人情報については、大会参加申込書、チーム名簿、チーム連絡網などに使用し、また関係者へ配布することを承諾する。

第13章 その他

(設立年月日)

第39条 本団体の設立年月日は昭和61年4月1日

(規約施工日)

第40条 この規約は、平成24年2月1日から実施する。

以上

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

名古屋市守山区元郷1-112 ブリランテベル401

代表 臼井 春仁 印